

第30回

根室市農業委員会総会

議事録

日 時 令和元年12月25日(水)

自 16時30分

至 16時55分

場 所 根室市役所第1委員会室

根室市農業委員会

議席番号	氏名	出席	欠席	備考
1	野村正浩	○		
3	古川哲也	○		
4	吉田純一	×		
5	伊藤久美子	○		
6	田中照義	○		
7	市橋久	○		
8	矢部克之	○		
9	加藤珠江	○		
10	福田光宏	○		
11	佐藤幸男	○		
事務局	事務局長	鵜飼豪生	○	
	農地主査	上野崇仁	○	
	主任	浦崎文敏	○	

出席委員（9名）

1番	野村正浩
3番	古川哲也
5番	伊藤久美子
6番	田中照義
7番	市橋久
8番	矢部克之
9番	加藤珠江
10番	福田光宏
11番	佐藤幸男

欠席委員（1名）

4番	吉田純一
----	------

出席職員

事務局長	鵜飼豪生
農地主査	上野崇仁
農地担当	浦崎文敏

議件

議案第1号	現況証明願について
-------	-----------

議案第2号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告による要件確認について
-------	---------------------------------------

その他

鵜飼 局長	只今から、第30回農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
佐藤 会長	(あいさつ)
議 長	委員の出欠状況について、事務局長より報告をさせます。
鵜飼 局長	本日の出席委員は9名で欠席の旨通知がありました委員は、4番吉田純一委員です。以上で報告を終わります。
議 長	只今、事務局長より報告がありましたように、現在のところ9名の出席でございますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項、並びに「根室市農業委員会会議規則」第6条の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。
議 長	これより第30回総会を開会いたします。
議 長	次に、議事録署名委員の指名ですが、議長より指名いたします。 議事録署名委員に、9番 加藤珠江委員、10番 福田光宏委員以上の委員を指名いたします。
議 長	次に、議事参与の制限について申し上げます。 「農業委員会等に関する法律」第31条並びに「根室市農業委員会会議規則」第10条の規定により該当する委員はいません。
議 長	次に、会務報告をいたします。事務局長より報告をさせます。
鵜飼 局長	(会務報告)
議 長	それでは、議事日程6、議件の審議に入ります。 議案第1号、「現況証明願について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
浦崎 主任	議案第1号 現況証明願について 次のとおり、現況証明願があったので承認を求めます。 受付番号1、願出人、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

	局。5、申請の理由、地目変更のため。6、土地の所在は次のページになります。
議長	市橋委員、受付番号1に関して説明願います。
加藤委員	12月9日に吉田委員と事務局と3人で確認しました。 場所は、齒舞会館に向かって左側になります。 ここは、一面雑種地となっておりまして、今後農地として利用できる状態ではないため、農地、採草放牧地以外と判断しました。
議長	これより、受付番号1の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」
議長	ご異議ないものと認め、受付番号1の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	続いて、加藤委員、受付番号2に関して説明願います。
加藤委員	12月9日に吉田委員と事務局と3人で確認しました。 場所は、啓雲中学校の体育館の裏になります。 一面笹原状態になっており、今後農地として利用できる状態ではないため、農地、採草放牧地以外と判断しました。
議長	これより受付番号2の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委員)	「ありません」

議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 2 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議 長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続いて、伊藤委員、受付番号 3 に関して説明願います。
伊藤 委員	12月9日に事務局と2人で確認しました。 凶面のとおり、現在建っている住宅の裏です。石灯籠や植木があり現況庭園になっていました。後農地として利用できる状態ではないため、農地、採草放牧地以外と判断しました。
議 長	これより、受付番号 3 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 3 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議 長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	続いて、市橋委員、受付番号 4 に関して説明願います。
福田 委員	12月13日に、私と古川委員と野村委員と事務局4人で現況調査を行いました。 あくまで、現況証明ということではありますが、現状、6次産業ということで施設も建っていましたし、昔に建てたハウスもあり、実際、観光

議 長	農園となっていましたので、農地、採草放牧地以外と判断しました。 これより、受付番号 4 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 4 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議 長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	続いて市橋委員、受付番号 5 に関して説明願います。
市橋 委員	12月18日に矢部委員と事務局3人で確認しました。 場所は、落石岬に向い、上り坂のS字カーブを曲がってすぐの土地です。 一面笹原状態ということで、農地、採草放牧地以外と確認しました。
議 長	これより、受付番号 5 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 5 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議 長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長	次に、「議案第 4 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。
上野 主査	議案第 4 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について 次の者から農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書提出があったので承認を求めます。 また、法人から報告のあった内容につきましては、農地所有適格法人の要件の全てを満たしていると考えます。
議 長	これより、議案第 4 号について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、議案第 2 号に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議 長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に議事日程 7、その他にはいります。「農業委員会の法律順守の申し合わせ決議について」を事務局より説明いたします。
上野 主査	農業委員会の法律順守の申し合わせ決議につきましては、お配りしております資料をご覧ください。 本年 10 月以降に連続に発生した農業委員の不祥事を受け、11 月 28 日に全国農業会議所が開催した令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、この申し合わせ決議の趣旨に則り、北海道農業会

<p>議 長</p> <p>(委 員)</p> <p>議 長</p> <p>(委 員)</p> <p>議 長</p>	<p>議より各農業委員会の総会で決議の依頼があったものです。</p> <p>つきましては、根室市農業委員会として、農業委員会の法律順守の申し合わせ決議を行いたいと思います。</p> <p>「農業委員会の法律順守の申し合わせ決議」</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。</p> <p>特に農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和元年 12 月 25 日根室市農業委員会。</p> <p>皆様ご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p> <p>お諮りいたします。本総会に付託された議件は全て議了いたしました。よって、本日の総会を閉会いたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本日の総会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p>
--	---

令和元年 12 月 25 日

議 長 佐 藤 幸 男

議事録署名委員 9 番 加 藤 珠 江

議事録署名委員 10 番 福 田 光 宏